



担当	福島労働局 労働基準部 労災補償課長 高田正樹 労災管理調整官 福地 薫 電話 024-536-4605(直通)
----	---

## 建設アスベスト給付金制度が創設されました

### ～一定の要件を満たす場合には、給付金等が支給されます～

令和4年1月19日から「建設アスベスト給付金法」（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律）が施行し、同法に基づき、給付金等の請求受付を開始しています。

同制度についての内容は以下及び別紙をご参照ください。

申請様式等の詳細については、厚生労働省ホームページにてご案内しております。

#### 1 給付金等の仕組みの概要

##### (1) 対象者

以下の①～③の要件を満たす方が対象となります。

- ① 次の表の期間ごとに、表に記載している石綿にさらされる建設業務に従事することにより、
- ② 石綿関連疾病にかかった
- ③ 労働者や、一人親方・中小事業主(家族従事者等を含む)であること

期 間	業 務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る建設業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務

##### (2) 給付金等の主な内容

給付金等の支給を希望される方からの請求に基づき、認定審査会において審査を行います。

厚生労働大臣は、認定審査会の審査の結果に基づいて、病態区分に応じ、以下の給付金を支給します。

1	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円

4	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5	中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者	1,150万円
6	上記1及び3により死亡した者	1,200万円
7	上記2、4及び5により死亡した者	1,300万円

### (3) 情報提供サービス

給付金等の請求手続きの利便性の向上を図るため、「石綿関連疾病に関する労災保険給付の支給決定」や「石綿救済法の特別遺族給付金の支給決定」をすでに受けた方や、そのご遺族に対し、これらの支給決定情報について情報提供サービスを実施しています。

このサービスを利用していただくと、給付金等の請求書記載への利用や添付書類の一部を省略することができます。

情報提供サービスは無料をご利用いただけます。

### (4) 給付金等の請求期限

給付金等については、石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断日又は石綿肺に係るじん肺管理区分の決定日（石綿関連疾病により死亡したときは、死亡日）から20年以内に請求していただく必要があります。

### (5) 相談窓口（労災保険相談ダイヤル）

相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。

0570-006031

※ 月曜日～金曜日8：30～17：15（土・日・祝日・年末年始はお休みします）

※ ご利用の際は、通話料がかかります